

## 第 1 回 大井沢地区まちづくり協議会設立準備会

開催日時	平成 3 1 年 4 月 2 1 日（日）午後 3 時から午後 4 時 4 5 分まで
開催場所	守谷市民交流館 多目的ホール
出席者	実行委員会委員 大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会委員 1 7 名
	市 等 市民協働推進課 高橋主査, 槇野係長

### 審 議 内 容 及 び 要 旨

#### 1 開 会

#### 2 挨拶

[大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会 寺田一委員長]

- 平成 3 0 年度の大井沢地区地域福祉実行委員会の活動が無事終了することができ、皆様の御協力に感謝申し上げます。
- 市から、地域福祉活動計画実行委員会を「まちづくり協議会」への移行の提案があった。活動内容は、これまでの地域福祉活動計画実行委員会を継続することになる。

#### 3 内 容

(1) まちづくり協議会設立に向けたスケジュールについて [説明者：高橋主査]

※説明資料：資料 2 大井沢地区まちづくり協議会設立に向けたスケジュール

##### 【質疑・意見等】

- 6 月 9 日の準備会と 7 月 7 日の役員会議の出席対象者は、本日のメンバーが対象で、7 月 1 4 日設立総会は実行委員全員が対象ということによいか。  
⇒ 6 月 9 日の準備会は、本日のメンバーが対象者となる。  
7 月 7 日の役員会議は、協議会の役員候補者が対象者となる。  
7 月 1 4 日の設立総会は、実行委員全員が対象者となる。
- 西板戸井地域は、7 月以降に 1 名追加になるかもしれない。その他の地域ではどうか。  
⇒ 東板戸井地域、大山新田地域、大木地区で一部変更あり。立沢地域は変更なし。変更がある地域については、追って名簿を修正する。

##### 【決定事項】

- スケジュールは、案のとおりとする（7 月 1 4 日設立総会予定）。**

(2) まちづくり協議会会則(案)について[説明者:高橋主査]

※説明資料:資料1 大井沢地区まちづくり協議会会則(案)

**【前回からの修正事項】**

- [第5条]構成員は、募集するというのではなく、各地域からの選出者を構成員とする。
- [第6条]役員には会長・副会長のほか、「会計」2名、各地域から1名ずつ選出した者を「理事」としておく。
- [第10条]活動単位に「大井沢地区全体」を追加した。
- 「入会届」及び「退会届」の様式を削除した。

**【質疑・意見等】**

- 「監事」は役員ではないということによいか。  
⇒監事は役員ではないが、役員会の構成メンバーである。(第16条)
- 役員「その他会長が認める者」とはどのような者が考えられるか。  
⇒例えば、地区敬老行事の実行委員長などが考えられる。または、協議会内で専門的な活動を行う際に、その事情に精通している人などを役員に加えることも考えられる。
- 構成員は各地域から選出された者としているが、追加があった場合はどのように対処したら良いか。  
⇒各地域で承認すれば追加加入とする。その場合、各地域で任意の入会届を使用することも構わない。基本は各地域で判断・承認し、名簿に追加する方式としたい。【寺田委員長】
- 各地域で敬老行事を行うことにした後に、大井沢地区全体でも敬老行事を実施することになった場合、何か注意することはあるか。  
⇒大井沢地区の交付金の上限の中であれば、皆さんでの協議により、地域で敬老行事を実施した場合の対象者と、大井沢地区全体で実施した場合の対象者を重複しても問題ない。例えば、立沢地域に割振りされた交付金の中で実施してもらえれば、何ら問題がないと考えている。大井沢地区全体で敬老行事を実施するか、各地域で敬老行事を実施するか、事前に決めたほうが良いと思う。  
※次回までに検討する。
- 交付金の中に、地区敬老行事分も含まれているということによいか。  
⇒「まちづくり協議会活動支援交付金」は、地区敬老行事開催分も含めて算出している。なお、敬老行事開催分の交付金の交付は、敬老行事、又は敬老行事

を含む多世代交流事業を実施してもらうことが前提になる。

- 役員に理事がいるが、理事会を設けなくても良いのか。事務局員については市で実施できないか。  
⇒理事会を設けても良いが、今回の会則（案）で理事は4名としており、理事会を設けるには人数が少ないと考える。そのため、理事も含め、役員会で議論したほうが良いと考え、理事会は設けずに役員会のみに行っている。また、事務局員については、将来的には各地区で事務局員を選任していただきたいと考えている。事務局員が置かれるまでは、市民協働推進課が事務を担う。

#### 【決定事項】

- ☑ **現時点で会則は案のとおりとする。何か修正等がある場合は次回会議（6月9日）に報告する。**

（3）活動拠点について・事務支援員の配置について[説明者：高橋主査]

※説明資料：資料3大井沢地区まちづくり協議会の活動拠点、資料4事務支援員の配置

- 学びの里の整理（片付け）は市で実施してくれるのか。また、事務局員は何名まで配置可能か。  
⇒拠点として予定している部屋には農具等が保管されているが、市が片付けさせていただく。また、事務支援員は原則1日4時間勤務で、3人まで配置可能だが、同一時間に複数名従事することはできないので、勤務中は1人態勢となる。事務用品等の備品は交付金で用意していただくことになる。
- パソコンは配備してくれるのか。また、ネット環境はどうなっているか。  
⇒パソコン等の備品は、交付金で用意していただくことになる。ネット環境については、各地区の「まちづくり協議会」の活動が活発になれば、全地区において、ネット環境が必要だということになれば、市が整備することも考えられる。
- 現在、学びの里でのネット環境はあるのか。  
⇒ネット環境について確認しておく。
- 事務支援員と支援担当職員の関係は。支援担当職員が事務的なこともやっていたらありがたい。  
⇒今回、自治会・町内会に地域担当職員を、各「まちづくり協議会」に支援担当職員を配置した。地域担当職員や支援担当職員は、常時事務的作業を行える

わけではないので、協議会で事務支援員を配置していただきたい。

- 事務支援員の謝礼は誰が払うのか。交付金から支払うのか。  
⇒事務支援員の謝礼は市から支払う。交付金とは別である。

#### 【決定事項】

- ☑ **拠点及び事務支援員については説明のとおりとする。**

#### (4) その他

##### ①組織体制について[説明者：高橋主査]

※説明資料：参考1 大井沢地区まちづくり協議会組織体制

#### 【決定事項】

- ☑ **大木地域、立沢地域の組織図にも自主防災組織を追記する。**
- ☑ **消防団とは連携・協力するという関係でもある。**

##### ②交付金の分け方について[説明者：高橋主査]

※説明資料：参考2 まちづくり協議会支援交付金の考え方

#### 【懸念事項】

- ☑ **交付金の分配方法について考える必要がある。**

#### (考えられる分配方法)

基本割と人口割は各地域で均等割りとする。地区敬老行事開催費用として交付される交付金は、各地域の高齢者（75歳以上）人口に応じ按分する。

##### ③次回までに検討いただく事項について[説明者：高橋主査]

- ✓ 各地域の構成員（変更があるか）
- ✓ 会則（案）について修正があるか
- ✓ 会長・副会長、理事に当たる役員を各地域2名選出
- ✓ 活動計画・予算（事前にいただければコピーして6月9日に配布する）

## 4 閉 会